

◎郵政民営化法等の一部を改正する等

の法律

(平成二四年五月八日法律第三〇号(衆))

一、提案理由(平成二四年四月六日・衆議院郵政改革に関する特別委員会)

○武正議員 おはようございます。民主党の武正公一でございます。ただいま議題となりました法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社による、その見直しを図ろうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の改正であります。

まず、郵政民営化の目的を、株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための改革とすることと改めることとしております。

経営形態につきましては、現行の五社体制を四社体制に改め、郵便局株式会社を存続会社として、郵便事業株式会社を吸収合併し、その商号を「日本郵便株式会社」に変更することとしております。

ユニバーサルサービスにつきましては、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービスを提供する責任を課すこととしております。

このため、①日本郵便株式会社による郵便局のあまねく全国への設置義務及び銀行・保険窓口業務契約の内容の総務大臣への届け出、②郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たつての公益性及び地域性の十分な発揮、③政府が郵政事業に係る基本的役務の確保のために必要な措置を講ずることと規定することとしております。

日本郵政株式会社が保有する、郵便貯金銀行及び郵便保険会社、いわゆる金融二社の株式につきましては、その全てを処分することを旨とし、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分

することとしております。

金融二社に対する新規業務規制につきましては、引き続き、内閣総理大臣及び総務大臣による認可制を基本といたしますが、両社の株式の二分の一以上を処分した後は届け出制とし、他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮、郵政民営化委員会への通知を義務づけた上で、監督上の命令規定の対象とすることとしております。

合併により新たに発足する日本郵便株式会社に対する任意業務規制につきましては、総務大臣への届け出制とし、金融二社と同様、同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知等を義務づけることとしております。

その他、①郵政民営化委員会による三年ごとの郵政民営化の進捗状況についての「総合的な見直し」を「総合的な検証」に改めるほか、②日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対する情報の公表義務の新設、③社会・地域貢献基金に係る制度の廃止、④日本郵政株式会社による旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の運営または管理の業務特例、⑤郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取り扱い等について、関係規定の整備等を行うこととしております。

第二に、①郵便事業株式会社法及び②日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律

律を廃止することとしております。

第三に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改めるとともに、委託業務を行う施設を「簡易郵便局」とし、受託者は「簡易郵便局長」と称することができ、旨を規定する等、二十九法律を改正するほか、所要の経過措置を設けることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する、ただし、①郵政民営化法の変更に、②日本郵政株式会社及び金融二社の株式処分の凍結解除等については、公布の日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院郵政改革に関する特別委員長報告

(平成二十四年四月二日)

○赤松広隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、郵政改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及

び公明党の三党により共同提出されたものであり、その主な内容は、

第一に、郵政民営化の目的を改めること、

第二に、現行の五社体制を四社体制に改め、郵便局株式会社の商号を「日本郵便株式会社」に変更し、同社に郵便事業株式会社を合併させること、

第三に、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対し、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービスを、郵便局において一体的に提供する責務を課すこと、

第四に、日本郵政株式会社が保有する、いわゆる金融二社の株式は、その全部を処分することを旨とし、両社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとすること、

第五に、金融二社に対する新規業務規制は、両社の株式の二分の一以上を処分するまでは、引き続き内閣総理大臣及び総務大臣による認可制を基本とすること、

第六に、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対する情報の公表義務に関する規定の新設、社会・地域貢献基金に係る制度の廃止等を行うこと、

第七に、いわゆる郵政株式処分停止法を廃止すること
であります。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範

囲内において政令で定める日から施行すること、ただし、郵政株式処分停止法の廃止等については、公布の日から施行することとしております。

本案は、三月三十日に提出され、四月三日日本委員会に付託され、同月六日提出者から提案理由の説明を聴取し、十日に参考人からの意見聴取及び質疑を行い、昨日、質疑を終局し、討論の後、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年四月一日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、郵便局ネットワークについて、利用者ニーズを踏まえ、地方公共団体からの委託等を通じ、地域住民の利便の増進に資する業務を幅広く行うための拠点として、より積極的に活用されるよう努めること。

二、郵政民営化法第七條及び第三百三十七條の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準につい

ては、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。

三、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。

四、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。

五、郵政民営化後の日本郵政グループの経営状況をしっかりと検証の上、本法の施行後、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、グループ各社及びそれらの経営陣により、適切な経営努力が行われるよう努めること。

六、かんぽの宿及びメルパルクについては、本法の公布に伴い、郵政株式会社処分停止法が廃止されることから、その事業の

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律

継続、譲渡又は廃止が日本郵政株式会社の経営判断に委ねられることを踏まえ、会社の経営に及ぼす影響を勘案しつつ、適切に対処されるよう努めること。

三、参議院総務委員長報告（平成二四年四月二七日）

○藤末健三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役割の確保のための措置その他株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中西健治君発議に係る郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案と一括して議題とし、発議者及び関係大臣等に質疑を行うとともに、参考人を招致してその意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容は、本改正案による国民の利便性の向上、金融のユニバーサルサービス確保策、金融二社の新規業務規制の在り方、郵政株式会社処分の見直し、今後の郵政事

業の経営の方向性及び雇用の在り方等であります。

本法律案について質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年四月二六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、郵便局ネットワークについて、利用者ニーズを踏まえ、地方公共団体からの委託等を通じ、地域住民の絆の維持や、利便の増進に資する業務を幅広く行うための拠点として、より積極的に活用されるよう努めること。

二、金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう

努めること。また、日本郵政株式会社の株式も含め、これらの株式が国民全体の財産であることに鑑み、その処分に当たっては、ユニバーサルサービスの確保に配慮しつつ、可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるように努めること。

三、郵政民営化法第七條及び第三百三十七條の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。引上げの検討に当たっては、他の金融機関等の経営を不当に圧迫する事態が生じないかどうか検証すること。

四、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員

には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。

五、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担うことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。

六、郵政民営化後の日本郵政グループの経営状況をしっかりと検証の上、本法の施行後、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、グループ各社及びそれらの経営陣により、適切な経営努力が行われるよう努めること。このため、経営陣については、天の下の弊害が生じないようにするとともに、民間的な経営に秀でた者が登用されるよう努めること。

七、かんぽの宿及びメルパルクについては、本法の公布に伴い、郵政株式会社処分停止法が廃止されることから、その事業の継続、譲渡又は廃止が日本郵政株式会社の経営判断に委ねられることを踏まえ、会社の経営に及ぼす影響を勘案しつつ、適切に対処されるよう努めること。

八、郵政三事業において、サービスの公共性にふさわしい企業

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律

モラル及び雇用モラルが遵守されるよう努めること。
右決議する。